

■内部管理基本方針の概要

当金庫は、経営方針に基づき、内部管理基本方針において、業務の健全性・適切性を確保するための体制を整備し、全役職員に周知しています。

内部管理基本方針の制定項目は、①この金庫の理事及び職員（「嘱託職員、パート職員、契約職員、出向職員、派遣社員及び代理店社員を含む」以下同じ）の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、②この金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、③この金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、④この金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、⑤この金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制、⑥この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、⑦前号の職員のこの金庫の理事からの独立性に関する事項、⑧この金庫の監事の第⑥号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項、⑨この金庫の監事への報告に関する体制、⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、⑪この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、⑫その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制、としております。

■反社会的勢力への対応

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除していくため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性及び健全性の確保に努めています。

反社会的勢力に対する基本方針

- ①当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ②当金庫は、反社会的勢力からの不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③当金庫は、反社会的勢力に対して資金供与、不適切・異例な取引及び便宜供与を行いません。
- ④当金庫は、反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士などの外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※本方針において、「反社会的勢力」とは、暴力団をはじめ、総会屋、会社ゴロ等、社会運動等標榜ゴロなど、暴力を直接行使したり、暴力を背景とする脅しを武器に、善良な市民や企業から不法・不当な利益を得ている団体・個人をいいます。